

自律型致死兵器システム(LAWS)に関する国際的な議論の現状

令和7年1月
軍縮会議日本政府代表部

- 近年のAI分野及び軍事分野における急速な技術の発展及び国際社会における関心の高まりを背景に、いわゆる「自律型致死兵器システム」(Lethal Autonomous Weapons Systems: LAWS)やAIの軍事的な利用に関する議論が活発化。
- 我が国は、同盟国・同志国と連携しつつ、人道的考慮と安全保障上の観点のバランスを追求するとの観点を踏まえ、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加。

LAWS: 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)・政府専門家会合(GGE)

- 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)・政府専門家会合(GGE)において、2017年から自律型致死兵器システム(LAWS)に関するルール作りについての議論を実施。特徴や人間の関与のあり方、国際人道法上の課題等について議論。
- 我が国は同志国(米、英、豪、加、韓、ポーランド等)とともに2022年から作業文書を提出し、国際的な合意形成に向けて貢献。

LAWS: CCW外での動き

- 2023年12月、国連事務総長にLAWSに関する報告書を求める決議が国連総会で賛成多数で採択され、国連が国連加盟国等に対し意見提出を要請。
- これを受け、2024年5月、我が国の見解をまとめた作業文書を提出。2024年8月、国連事務総長報告書が発出され、国連事務総長はLAWSに関する法的拘束力のある文書を2026年までに締結するよう改めて呼びかけた。
- 2024年、LAWSに関する国連での公開非公式協議を求める決議が賛成多数で採択された。

自律型致死兵器システム(LAWS)に関する我が国作業文書

令和7年1月

軍縮会議日本政府代表部

1 経緯

- 2023年12月、オーストリアが、国連事務総長にLAWSに関する報告書の作成を求める決議を国連総会に提出。賛成多数で採択。(注)賛成152(G7他)、反対4(露印他)、棄権11(中国イスラエル他)
- 同決議を踏まえ、国連加盟国等に対し、国連がLAWSに関する意見提出を要請。
- 同要請を踏まえ、同報告書の作成及び特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)下で行われているLAWS・GGEでの議論に貢献するべく、2024年5月、我が国の見解をまとめた作業文書を提出。
- 国連事務総長報告書(2024年8月)には、作業文書のサマリーが添付された。

2 我が国作業文書の概要:総論及び今後に向けた見解

(1)総論

- ✓ LAWSに係る規範・運用の枠組みの明確化に向けて取り組むことは極めて重要。
- ✓ 新興技術の軍事利用については、そのリスクとメリットを十分理解し、人道的考慮と安全保障上の観点を踏まえながら、包括的な検討を行う必要。
- ✓ 新興技術の軍事利用では、人間中心の原則を維持し、信頼性、予見可能性を確保し、責任ある形で行われることを重視。
- ✓ 国際人道法(IHL)の義務はLAWSを含む全ての兵器システムに適用される。IHLを遵守する形で使用できない兵器システムは使用してはならず、また、IHLの遵守を確保するために必要な制限を行うとの考え方を支持。

(2)今後の議論への在り方への見解

- ✓ 高い技術力を持つ国を含む主要国の参加を得て、コンセンサスでルールを形成することが、ルールの実効性担保のために重要。その観点から、CCWでの議論継続を強く支持。
- ✓ 責任あるAIの軍事利用に関する議論を歓迎。CCW下での議論の補完・補強を期待。
- ✓ 新興技術を用いた兵器システムに係る国際的なルール作りに向け積極的かつ建設的に貢献。

3 我が国作業文書の概要: 主要論点に係る見解

(1) 特徴

- ✓ 議論の主な対象となる兵器システムは、一度起動すれば、操作者の更なる介入なしに標的を識別し、選択し、殺傷力を持って交戦することができるという特徴を備えているもの。

(2) 国際人道法の適用

- ✓ 我が国として、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器システムを開発する意図はない。
- ✓ 一方、人間の関与が確保された自律性を有する兵器システムについては、ヒューマンエラーを減少し、省力化、省人化といった安全保障上の意義を有する。
- ✓ 自律型兵器システムの中で、以下のものは許容できない結果をもたらす可能性のある兵器システムであり、その開発、使用は国際的にも認められるべきではない。
 - ① その性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与えるもの、本質的に無差別なもの、その他IHLに従って使用することができない兵器システム
 - ② 適切なレベルの人間の判断が介在せず、人間による責任ある指揮命令系統の中での運用が確保できないような、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器システム

(3) 人間の関与

- ✓ 指揮官や操作者が意図した形で兵器システムを運用できるような状態を確保することが重要。
- ✓ そのために、使用する兵器システムに関する情報を十分に掌握し、また、適切なレベルの判断を行使できる人間の関与を確保することで、人間による責任ある指揮命令系統の下で適切な運用を確保するべき。

(4) 責任・説明責任

- ✓ 兵器システムを人間による責任ある指揮命令系統の下で運用し、責任の所在を明らかににすること、機械の行動に人間が責任を負える体制を確保することが求められている。

(5) リスク評価と緩和措置

- ✓ バイアス最小化措置、自己学習で更新される能力のモニタリング、意図しない結果の回避のためのセーフガード導入、AI等の技術活用に係る教育実施等の措置が特に重要。

(6) 法的審査

- ✓ 国際法に従い、自律型兵器システムの分野における新興技術を用いた新たな兵器システムに係る法的審査を各国が行うことが重要。